

仕様書

1、件名

2019年度日本ゴールボール協会 3 事業実施運営業務委託

2、契約期間

2019年6月1日～2020年2月28日まで

3、履行場所

日本ゴールボール協会が指定する場所

4、業務目的

2020年8月開催予定のパラリンピックに際し、国内におけるゴールボール競技における認知拡大はもとより観客サービスを主体とした大会運営を目指す。

本業務委託では当協会が主催並びに共催する 3 事業実施運営業務支援を委託する。

5、通則

受託者は、2019年度に実施する日本ゴールボール協会が主催・主管する主要3大会に関して、競技自体もさることながら、試合会場を訪れたすべての人たちがゴールボールの様々な魅力を楽しみ、大会自体の興奮と感動を共有できるようスポーツプレゼンテーションや大型スクリーンによる競技自体の紹介・解説など観客サービスを主体とした運営業務を行うものとする。

また、ゴールボール自体の魅力を会場内外へ発信し賑わい創造に資するイベントとするものとする。

6、受託内容

日本ゴールボール協会が主催並びに共催する 3 事業の実施運営業務支援を行う。

(1) 開催日時等

ア 2019年9月28日～29日：ジャパンパラ ゴールボール競技大会

<2020 パラリンピックテストイベント>/幕張メッセ

イ 2019年11月2日～3日：日本選手権大会/足立区総合体育館

(ア)男子予選大会 8月3日～4日：岐阜県福祉友愛アリーナ/

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校体育館

(イ)女子予選大会 9月7日～8日：所沢市民体育館

ウ 2019年12月2日～11日：アジアパシフィック選手権大会 in 千葉/

千葉ポートアリーナ

(2) 委託内容

ア 本事業の実施計画、実施体制及び業務運営マニュアルの作成及び更新に係る業務

イ 本事業の運営に係る業務

ウ 本事業の会場設営及び撤去に係る業務

- エ 本事業実施に際して必要となる人員、手配物及び制作物に係る業務
- オ 本事業の報告書に作成に係る業務

(3) 委託内容詳細

本事業の目的を十分に理解した上で、本事業の円滑な開催に向けた実施計画の策定、計画に基づく全体の進捗管理及び全体を取りまとめる運営管理を行うとともに以下に掲げる業務を実施すること。

ア 実施計画、実施体制及び業務運営マニュアルの作成及び更新等にかかる業務受託者は、事前に現地での視察を行うなどをし、行々業務実施マニュアルを作成すること。

全体定例会また必要に応じ会場及び各担当毎の分科会など、パラサポ等にて24回程度実施すること。

打合せには、資料を別途指定する部数を用意し、打合せ終了後速やかに議事録を作成し委託者へ提出すること。

イ 本事業の会場の運営に係る業務

受託者は、本事業が成功するために次のとおり必要となる設備や装飾等を適切に施すこと。

運営に当たっては来場者の安全の確保についても十分に考慮すること。

事業別に要求内容が異なるが別紙1を参考に条件確認をおこなうこと。

ウ 本事業の会場の設営及び撤去に係る業務

各事業とも設営/撤去については、各1日とする。

本事業終了後、速やかに会場の原状復帰を行うこと。

清掃を行い、ゴミの散乱等がないよう十分に留意すること。

なお、廃棄物処理については、清掃・廃棄物処理と同様に、専門業者に委託の上、法令に基づいた処理を行い、適正に処理したことが確認できる書類を提出すること。

エ 本事業実施に際して必要となる手配物及び制作物等にかかる業務

(ア) 本事業の実施に際して、各業務に関して必要な人員を、委託者と協議の上、的確に配置及び手配すること。また、委託者が手配するボランティア(40ポスト程度)を活用し、運営体制に組み込むとともに、当日の指揮・監督を行うこと。

(イ) 本事業の実施に際して、設備、機材、器具、備品、印刷物(案内サイン、IDパス、当日MAP等含む)等を手配又は作成し、用意すること。案内サイン等の作成等に当たっては、車いす利用や視覚障害のある観客等が、确实・円滑に会場できるよう、各種ガイドラインを踏まえ表記とすること。また、受託者は、本事業の日程、会場図、イベント内容等が確実に周知できるよう効果的な手段を検討し、委託者と協議の上実施すること。

(ウ) 会場装飾等の制作物の作成に関すること。受託者は、実施会場及びその周辺の全体的な盛り上げを図るために必要な全体装飾案を3案程度検討し、委託者と協議の上実施すること。設置当たっては、実地踏査を行い、各装飾アイテムのデザイン、設

置場所及び必要数等を委託者と協議の上決定すること。

- (エ) スタッフユニフォームに関すること。主催者、受託者スタッフ、会場関係者等に必要枚数を作成すること。

オ 本事業の報告書の作成にかかる業務

- (ア) 本事業終了後、速やかに本件業務委託の報告書を作成すること。その際、事前に版下案を委託者に提出の上、内容の確認を受けること。

- (イ) 報告書は3部（フルカラー：A4判タテ）及び電子データ1部（CD-ROMなど）を納品すること。

- (ウ) 当日の実施事項ごとに写真（デジタルカメラ）による記録撮影を行い、電子データ（CD-ROMなど）で納品すること。なお、納品された記録写真の著作権及び使用权は、委託者に帰属することを承諾すること。

- (エ) 報告書に盛り込む内容は予め委託者と事前に協議すること。

セレモニー関係、試合風景、展示スペース（あれば）、当日来場者数（各エリアごとの来場者数）、当日来場プレス数など

7、支払方法

履行完了確認後、受託者からの請求書に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、仕様書上で特に明記するもの以外は契約金額に含むものとする。

8、成果品

- (1) 成果品は委託者に帰属するものとする。納品部数は以下のとおりとする。

本実施事業に係る実施計画書、進行台本、業務運営マニュアル等の制作が完了した際、遅滞なく成果物を以下の通り印刷物及び電磁的記録物として委託者に提出のこと。委託者の指示があった場合には、印刷物はA4判版かつカラー印刷とし、バインダー方式にファイルすること。文字の大きさ及びページ数については、別途協議する。また、視察当日の記録については視察終了後履行期間が終了するまでに電磁的記録物として委託者に提出すること。

ア 実施計画書	3部
イ 広報用画像	1式
ウ 進行台本	3部
エ 業務運営マニュアル	3部
オ 報告書	3部

上記の情報及び当日の写真記録及び映像等を入力した電磁的記録物 1式

9、著作権等

受託者は受託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

また、受託者は成果品に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

10、法令の遵守及び守秘義務

- (1) 本契約の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
契約期間終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護

本業務において、委託者が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報はすべて委託者の保有する個人情報とする。

受託者は、委託者の保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。

委託者は、受託者が個人情報保護に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

上記責務及び秘密保持に必要な事項は、以下のとおりとする。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託は原則として禁止する。ただし、再委託が許可された場合は、再委託先にも本項と同様の秘密保持に関する扱いとする責務を課すこと。
- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止
- (4) 業務終了後、速やかに委託者の保有する個人情報の記載のある提供資料等を返還すること。
- (5) 受託業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (7) 事故発生時には速やかに報告すること。
- (8) その他、本業務を履行するに際して必要な委託者の保有する個人情報の保護に関する事項について、委託者の指示に従うこと。

11、その他

本業務の遂行に当たり、仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議を行うものとする。

13 担当

一般社団法人日本ゴールボール協会 広報メディア担当部長 増田 徹
一般社団法人日本ゴールボール協会 広報マーケティング担当部長 井田 剛
東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4階 TEL03-6229-5443